

## 検討要請後の取組について

平成 25 年 10 月～11 月に関係自治体に対し、別紙に示す国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請を行った。

## 1. 各地域における説明等について

各地域で行われている監視委員会において御意見をお伺いしたほか、地域住民の方々を対象とした説明会等を行った。

## 2. これまでにいただいた主な御意見

## (処理の安全性について)

とにかく安全に処理していただきたい。

環境省の新たな計画案により、処理施設の使用期間が延びた場合、設備の経年劣化が心配。

地震・津波に対する安全性が確保されているか。

## (計画的な処理の実施について)

環境省が新たに示した処理期間内にすべての P C B 廃棄物の処理が終わるのか。また処理が遅れるなどして、処理期間を延長するのではないか。

P C B の生産量に対し、計画されている処理量が少ない。今後、新たに P C B 廃棄物が発生し、処理対象量が大幅に増えるのではないか。

処理委託を行う意思が低い者がいる。また、事業を廃止した者等で処理費用の負担能力が低い者がいる。これらの者に対する対策が必要。

未だに機器を使用している者がいる。使用中の機器に対しては廃棄物処理に関する法令の適用外であり、P C B 含有機器の使用を廃止させる制度について検討していただきたい。

J E S C O 処理期間内に改善命令を発出することができるよう検討していただきたい。再延長は絶対にないようにしていただきたい。

## (処理体制案に賛成)

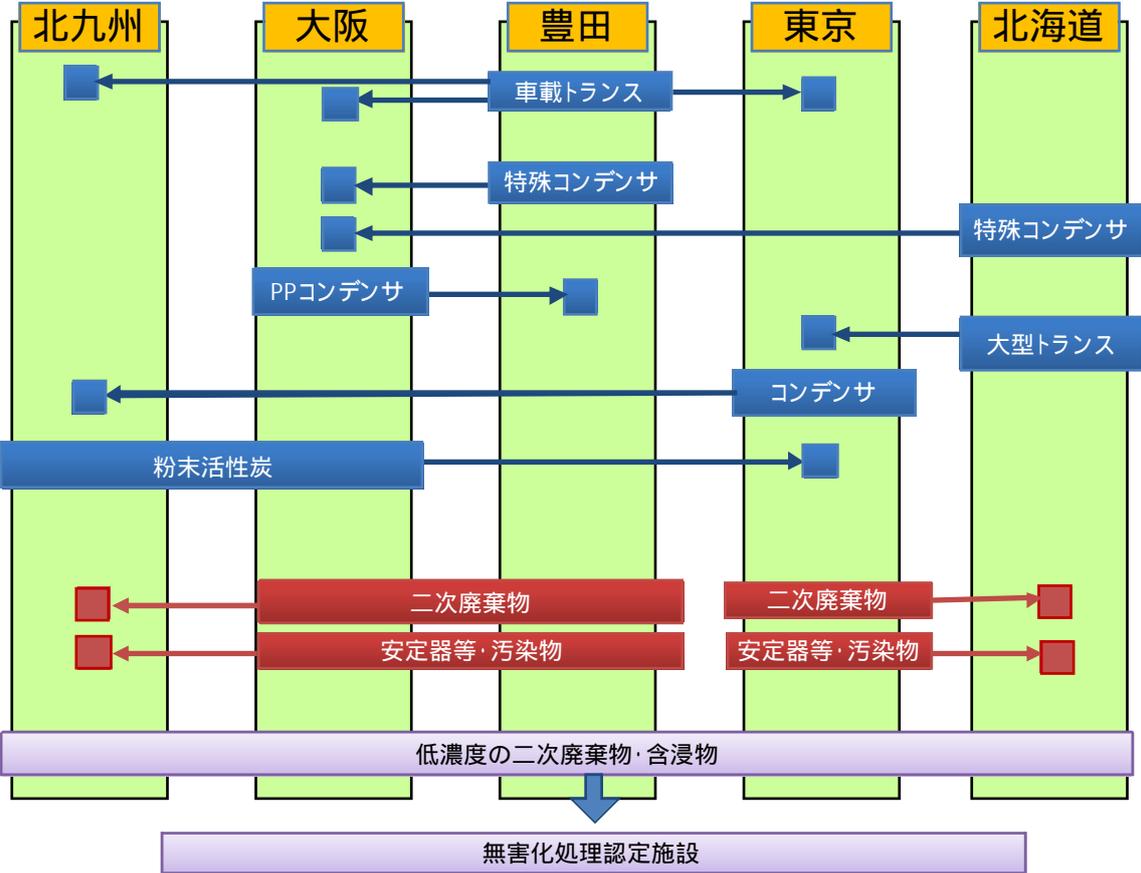
既存の処理施設の能力を十分活用し、日本全体の P C B を早期に処理すべき。

## (処理体制案に反対)

発生場所の地元で処理されるべきであり、他のエリアの廃棄物の処理には反対。

安定器等・汚染物については、東京、豊田、大阪の各エリアにおいて処理施設を整備すべき。

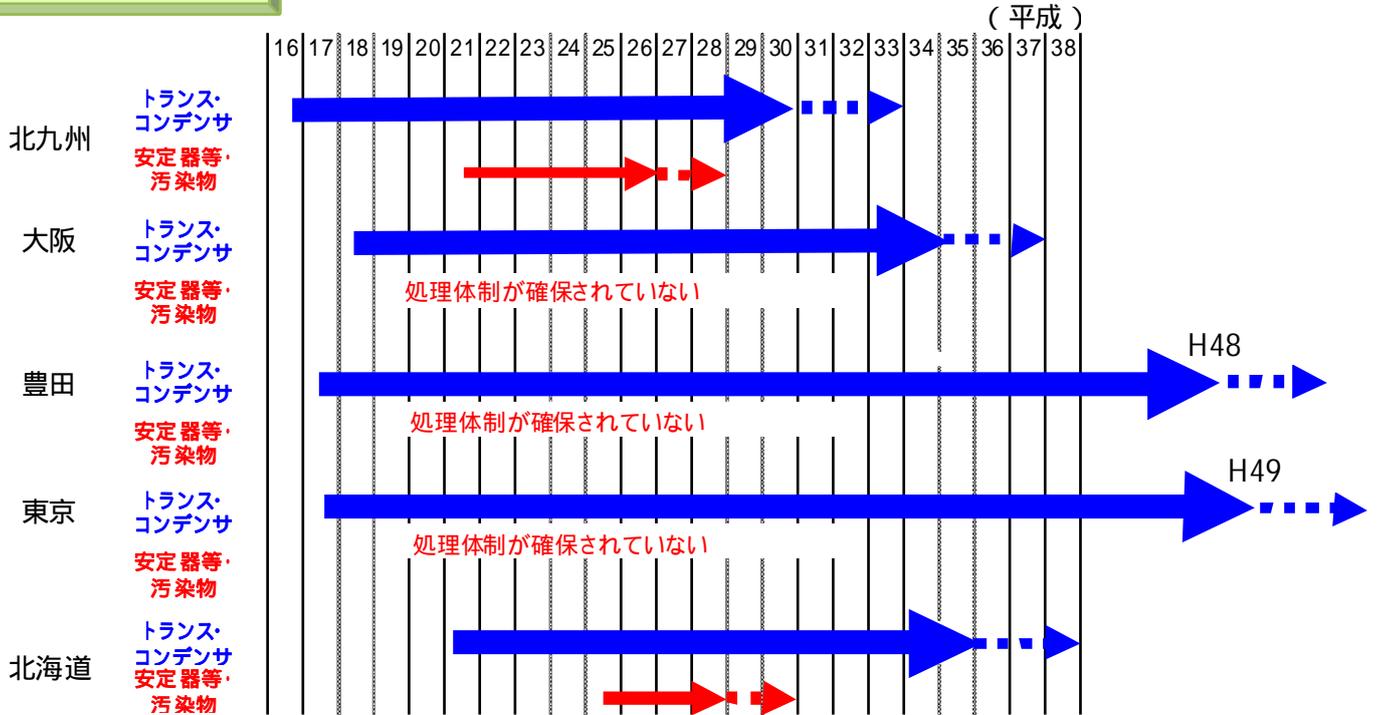
各事業における処理対象物(案)



# 現状ペースの処理期間、新たな計画(案)の処理期間

## 現状ペース

(PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料より作成)



## 新たな計画(案)

